主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人今村嗣夫の上告趣意のうち、憲法三一条違反をいう点は、所得税法二三八条二項にいう「情状により」の意義が所論のように不明確であるとは認められないから、所論は前提を欠き、その余は、事実誤認、単なる法令違反、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和五七年一〇月六日

最高裁判所第二小法廷

裁判包	長裁判官	牧		圭	次
	裁判官	木	下	忠	良
	裁判官	鹽	野	宜	慶
	裁判官	宮	崎	梧	_
	裁判官	大	橋		進